教　育　公　報

三重県教育委員会

目　　次

訓　令　○　三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令 ………………………… 教育総務課　1頁

訓　　令

三　重　県　訓　令第10号
三重県議会訓令第4号
教　　委　　訓第9号

庁　中　一　般
三重県議会事務局
局　内　一　般

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月15日

三　重　県　知　事　鈴　木　英　敬
三重県議会議長　日　沖　正　信
三重県教育委員会教育長　木　平　芳　定

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県庁舎防火等管理規程（昭和41年三重県訓令第20号・三重県議会訓令第1号・教委訓第4号・三重県警察本部訓令第6号・三重県人事委員会訓令第1号・三重県企業庁訓令第8号・三重県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

発　　　　行
津 市 広 明 町 13 番 地　　三 重 県 教 育 委 員 会